

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章及び第1章の2 略 第2章 排水設備の設置等 第3条及び第4条 略 (排水設備工事の施行) 第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備工事に関し技能を有する者として町長が認め、登録した排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任している工事業者として第5条の3の規定により町長が指定した瑞穂町指定下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ、施行してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長等の指定を受けた工事業者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 略 第5条の2から第10条 略 第3章から第6章 略 別表第1から別表第6 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	目次 略 第1章及び第1章の2 略 第2章 排水設備の設置等 第3条及び第4条 略 (排水設備工事の施行) 第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備工事に関し技能を有する者として町長が認め、登録した排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任している工事業者として第5条の3の規定により町長が指定した瑞穂町指定下水道工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ、施行してはならない。 2 略 第5条の2から第10条 略 第3章から第6章 略 別表第1から別表第6 略